

藤沢市地域子どもの家条例の一部改正について
藤沢市地域子どもの家条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地域子どもの家条例の一部を改正する条例
藤沢市地域子どもの家条例（平成2年藤沢市条例第16号）の一部を次のように
改正する。

別表に次のように加える。

大道子どもの家	藤沢市藤が岡二丁目3番5号
---------	---------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤が岡二丁目地区再整備事業により整備される施設内に新設する大道子どもを家の供用を開始する必要がある。